平成２９年（フ）第２７号
北海道根室市松本町１丁目９番地
債務者　藤谷　隆一
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
釧路地方裁判所根室支部

平成２９年（フ）第２８５号
北九州市若松区大字頓田237番地２
債務者　前田　誠一
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３２２号
北九州市小倉北区金田２丁目１番12号（101号）
債務者　垣内　直樹
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３３７号
北九州市若松区東二島３丁目５番５―403号
債務者　社川　千穂（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成29年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３４３号
北九州市小倉南区横代北町５丁目15番36号
債務者　向山　月美
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３１号
岩手県奥州市江刺区岩谷堂字内ノ町40番地１　グリーンハイツ２号棟　Ａ－１号室
債務者　宮山　由理
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２９年（フ）第７９５号
さいたま市岩槻区日の出町１番37号　あおぞら荘
債務者　吉田　和男
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５号
島根県安来市宮内町310番地３　ベルフォーレⅡ203
債務者　村社　伸也
1　決定年月日時　平成29年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４４３号
埼玉県川口市芝２丁目23番19号　ダイシンコーポ303号
債務者　河内　秀俊
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６２２号
さいたま市緑区大字大間木388番地１　レオパレスラ・シンシア203
債務者　玉利　栄樹
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７４０号
さいたま市岩槻区加倉１丁目７番12―201号
債務者　高田百合子
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２３７号
大阪府貝塚市木積2398番地
債務者　南川　利晃
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２４９号
大阪府泉佐野市鶴原１丁目１番11号エストレラボアール７－202、前住所大阪府泉佐野市鶴原1868番地８
債務者　祝田ヤヨイ
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２６３号
大阪府貝塚市麻生中1005番地１コスモスハイツＡ－105号
債務者　樫葉　祐二
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２６６号
大阪府泉佐野市長滝1485番地の３
債務者　辻野　隼人
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２７０号
大阪府和泉市伯太町４丁目６番10―411号、前住所東京都大田区大森西２丁目32番15号エクセル大森202号
債務者　田中麗こと　楊　　麗
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２７４号
大阪府岸和田市小松里町1062番地の１
債務者　木ノ元恵美
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係